

閲覧請求による開示通知書

令和 年 月 日
特 許 庁 長 官

閲覧請求人 ○○ ○○ 様

出願番号 特願○○○○-○○○○○○○に関し、

令和 年 月 日付け提出の閲覧請求に基づき、特許法第67条の2第2項に規定の「延長の理由を記載した資料」について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 開示の範囲

上記資料について、営業秘密を含む個所を除き開示します。

2. 閲覧実施

延長登録出願人に対して行政不服審査法による審査請求期間を確保するため、この通知の送達を受けた日の翌日から14日経過後を予定しています。

具体的な日付けについては追ってご連絡します。

この処分について不服がある場合には、この処分の送達を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

この処分に対する訴えは、この処分の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起することができます。

この謄本は原本と相違ないことを認証します。

認証日（発送日）令和 年 月 日
経済産業事務官 ○○ ○○

この通知に関し、ご不明な点は次の担当部署へお問い合わせください。

出願課特許行政サービス室閲覧担当 ○○ ○○

（電）03-3581-1101（内）2756